平成30年12月22日 浅川清流環境組合

運転停止・再開方針(案)

公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止(以下「立ち下げ」という。)及び その後の運転再開することについて定める。

また、本方針においては、①排ガス中の水銀、②排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫黄酸化物、③排ガス中のダイオキシン類、その他(下水・騒音・振動・悪臭) に分けて公害防止基準値超過時の対応を定める。

1. 共通事項

(1) 排出状況の確認

平常時における平均的な排出状況を確認するため、定期測定計画を運営業務受託者に定めさせる。なお、測定方法はバッチ測定^{※1}とする。

- 2. 排ガス中のばいじん・塩化水素・窒素酸化物・硫黄酸化物による立ち下げ
- (1) 立ち下げ

定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

(2) 自動測定機の活用

自動測定機で異常な数値が検出された 24 時間後の数値(1時間平均値)が、公害防止 基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。

(3)公表

焼却炉を立下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

- 3. 排ガス中の水銀による立ち下げ
- (1) 立ち下げ

法令で定める方法により評価の対象となる測定結果(以下、「測定結果」という。)が 公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

(2) 自動測定機の活用

自動測定機で異常な数値が検出された 24 時間後の数値 (1 時間平均値) が、公害防止基準値を超過する場合も定期測定計画によることなく当該焼却炉を立ち下げる。

(3) 公表

焼却炉を立下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

- 4. 排ガス中のダイオキシン類、その他(下水・騒音・振動・悪臭)による立ち下げ
- (1) 立ち下げ

定期測定の結果が公害防止基準値を超過する場合は当該焼却炉を立ち下げる。

(2)公表

焼却炉を立下げた場合は、その事由を組合ホームページで公表する。

5. 緊急停止

重大故障等、緊急事態発生時は原因の特定と共に直ちに当該焼却炉を緊急停止する。

6. 運転の再開

(1)運転の再開

立ち下げ及び緊急停止に至った事由が解決され、または、運転することに支障がないことが確認された場合は運転を再開するとともにその経緯を組合ホームページで公表をする。

※1 一定期間(もしくは一定量)サンプリングデータを集め、分析・測定する方式。 また、大気汚染防止法の改正を受け、平成28年9月26日環境省告示第94号にて排出ガス中の水 銀測定方法としてバッチ測定を定めている。